



環 管 - 751
平成26年10月20日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役 清水正己様

秋田県知事 佐竹敬久



(仮称)鹿角上沼風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、
次のとおりです。

1 総括的事項

今後の事業計画の検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査・予測し、その結果を総合的に評価して事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に反映すること。

また、事業計画の具体化の過程における検討内容を方法書以降の図書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域の周辺の住居や事業所等の状況を十分に調査し、事業実施による影響を回避・低減するよう配慮すること。

(2) 植物

風力発電機の配置の検討にあたっては、工事用道路も含め、自然改変ができるだけ小さくする等、植生等に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(3) その他

事業実施想定区域の周辺では、地下水を飲用に供している施設等が存在することから、事業計画の具体化にあたっては、地下水への影響を検討すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

FAX 018-860-3881